

【Q&A】

刈谷市週休2日制工事実施要領（土木工事）

刈谷市週休2日制工事実施要領（建築工事）

Q1

発注者指定型と受注者希望型の違いは。

A1

発注者指定型は、週休2日に取り組むことを発注者が指定し、当初から4週8休の経費補正を行い、予定価格を算出しています。受注者希望型は、週休2日に取り組むことを受注者が判断できるもので、予定価格の算出で経費補正をしていません。

Q2

週休2日制工事の対象外となる工事は、週休2日に取り組まなくてよいということか。

A2

対象外となる工事においても、労働基準法の時間外労働規制が適用され、受注者は労働基準法に基づいて取り組む必要があります。対象外となる工事を設定していますが、あくまで経費補正の対象外という意味であり、時間外労働規制の適用外ではありませんので、ご注意ください。

Q3

週休2日制工事の対象外工事であったが、変更で週休2日制工事の対象工事とすることは可能か。

A3

対象外工事から対象工事に変更することはできません。

Q4

提出物の様式はあるか。

A4

工事打合簿（参考様式1、2）及び工程表（参考様式3）を掲載していますので、参考としてください。

Q5

受注者希望型で、取り組まない場合はどうすればよいか。

A5

取り組まないことを施工計画書の提出前までに工事打合簿で提出してください。なお、アンケート調査等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

Q6

初回協議時に4週6休を目標に工程表を作成してよいか。

A6

初回協議時は4週8休以上となるよう作成してください。

Q7

週休2日を確保するために、工期延期は認められるか。

A7

週休2日を確保するための工期延期は認めません。なお地元条件等受注者の責によらない理由で工期延期が必要となった場合は、従来通り協議してください。

Q8

完全週休2日制工事を選択するメリットはあるか。

A8

達成した場合、完全週休2日制工事の取組証が発行され、総合評価で加点となります。

Q9

取組証について、施工中に希望していなかったが、工事完了日以降に必要となった場合、発行してもらえるか。

A9

上記の場合、発行はしません。取組証を希望する場合、工事完了日までに書面（参考様式2）で監督員に通知してください。

Q10

発注者指定型で、4週8休以上が達成できなかった場合、工事成績評定で減点はあるか。

A10

工事成績評定で減点を行いませんが、達成率に応じて経費の補正を行います。

【参考】週休2日制工事（事務フロー）

	発注者	受注者	要領
設計書の作成	発注者指定型：当初から4週8休以上の達成を前提とした経費補正を行う。 受注者希望型：当初は経費補正を行わない。		第8条
	工事名の末尾を（週休2日）とする。（発注者指定型のみ）		第9条
	特記仕様書等に週休2日制工事の対象工事である旨を記載する。		第10条
契約後		工事の形式（週休2日制工事若しくは完全週休2日制工事）を選択する。	第5条
		形式に基づいた工程表（休日の取得計画及び非対象期間が分かるもの）を作成する。	
現場着手前		工程表を施工計画書の提出前までに工事打合簿で提出する。	第5条
	休日の取得計画及び非対象期間を確認する。		
施工中		毎月5日までに、工程表を提出する。 現場着手前に予見できない非対象期間が発生した場合、工程表提出時に協議する。	第5条
	休日取得率及び非対象期間を確認する。		
現場完了時	休日取得率に応じた経費補正を行う。		第8条
	形式に基づいた取組を達成できた場合、工事成績評定で評価する。		第6条
	工事成績評定で評価し、希望がある場合、取組証を発行する。		第7条